

## 令和 10 年度国民文化祭等基本構想検討会開催要綱

## (目的)

第 1 条 令和 10 年度国民文化祭及び全国障害者芸術・文化祭（以下「大会」という。）の基本構想を検討するため、令和 10 年度国民文化祭等基本構想検討会（以下「検討会」という。）を開催する。

## (検討事項)

第 2 条 検討会は、次の事項について検討する。

- (1) 大会の基本構想に関すること。
- (2) その他大会の目的を達成するために必要な事項に関すること。

## (構成)

第 3 条 検討会は、知事が委嘱する委員で組織する。

## (会長及び副会長)

第 4 条 検討会に、会長 1 名及び副会長 1 名を置く。

- 2 会長は委員の互選により選任し、副会長は会長が指名する。
- 3 会長は会議を代表し、会務を総括する。
- 4 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

## (会議)

第 5 条 検討会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。ただし、第 1 回目の会議は知事が招集するものとする。

- 2 委員は、事故その他のやむを得ない理由により会議に出席できないときは、あらかじめ会長の了解を得て、代理人を出席させることができる。
- 3 会長は、協議事項に関して必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴取することができる。

## (事務局)

第 6 条 検討会の事務局は、愛媛県観光スポーツ文化局文化振興課に置く。

## (その他)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

## 附 則

- 1 この要綱は、令和 7 年 5 月 23 日から施行する。
- 2 この要綱は、令和 10 年度国民文化祭等愛媛県実行委員会（仮称）における基本構想の承認をもって、その効力を失う。